

愛知県高等学校等奨学金貸与実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、愛知県高等学校等奨学金貸与条例（平成14年愛知県条例第10号。以下「条例」という。）第1条に定める高等学校等（以下「高等学校等」という。）における高等学校等奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与に関し、条例及び愛知県高等学校等奨学金貸与条例施行規則（平成14年愛知県規則第22号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所得)

第2 施行規則第2条の収入とは、暦年の収入をいい、前年の1月から12月までの収入とする。ただし、当該年において所得が減収したため、奨学金の貸与を受けることが必要となった者については、当該年の1月から12月までの収入見込額とすることができるものとする。

(所得を証する書類)

第3 施行規則第1条第1項第1号の貸与を受けようとする者の属する世帯の構成員の所得を証する書類は、次に掲げる書類とする。

- ・ 世帯状況調べ（第1号様式）
- ・ 給与所得者の場合 源泉徴収票の写し又は市町村長が発行する前年の所得証明書
- ・ 給与所得者以外の場合 税務署長等の受付印のある確定申告書の写し又は市町村長が発行する前年の所得証明書

2 施行規則第1条第1項第1号の第2条第2項各号のいずれかに該当することを証する書類は、次に掲げる書類とする。

- ・ 生活保護の決定通知の写し
- ・ 市町村長が発行する市町村民税の非課税証明書
- ・ 市町村長が発行する市町村民税の減免を通知する書類の写し
- ・ その他該当することを証する書類

(要保護者の認定)

第4 施行規則第2条第1項に規定する要件に基づき申請する者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者であることを要する。

(貸与の予約)

第5 高等学校等に進学を希望する者は、高等学校等へ入学した後に奨学金の貸与を受けることを、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中等部（以下「中学校等」という。）の最終学年時に申請すること（以下「予約申請」という。）ができる。

2 貸与の予約は、予約申請を行った者が予約申請を行った日の属する年の翌年度に高等学校等に在学しない場合はその効力を失う。

3 施行規則第2条第1項及び第2項の要件に係る規定については、予約申請を行う者（以下「予約申請者」という。）に準用する。この場合、予約申請を行う日の属する年の前年の1月から12月の収入を施行規則第2条の収入とする。

4 予約申請者は、高等学校等奨学金貸与予約申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- ・ 予約申請者の属する世帯の構成員に関する第3第1項又は同第2項に定める書類
ただし、所得証明書については予約を申請する日の属する年の前年所得に関するものとする。
- ・ その他知事が定める書類

(請求書の提出)

第6 貸与の決定を受けた者(以下「奨学生」という。)は、愛知県教育委員会が別に定める日までに、請求書(第3号様式)を知事に提出するものとする。

(奨学金の振り込み)

第7 知事は、奨学生から適法な請求書を受理したときは、当該奨学生の普通預金口座に奨学金を振り込むものとする。

(貸与の休止)

第8 条例第7条第2項の規定により、貸与を休止する奨学金は、休学、停学、又は学習中断の期間が月の全体にわたる場合における当該月分とする。

(異動等の届出書面の様式)

第9 施行規則第11条の規定による異動等の届出は、異動(変更)届(第4号様式)により行うものとする。

(貸与の辞退による契約の解除)

第10 奨学生は、条例第7条第1項第2号の規定により貸与を辞退しようとするときは、奨学金貸与辞退届(第5号様式)を知事に提出するものとする。

(保証人の変更)

第11 奨学生は、保証人の死亡その他やむを得ない理由により、保証人を変更したときは、保証人変更届(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(書類の経由及び審査)

第12 この要綱の規定により知事に提出する書類は、貸与の決定を受けようとする者については在学する高等学校等の校長(市立の高等学校等にあつては、当該市教育委員会を含む。)を、予約申請者については在学する中学校等の校長を経由するものとし、当該書類の提出を受けた校長は、その内容を審査するものとする。

(選考委員会の設置)

第13 奨学生の選考にあつては、必要に応じて選考委員会を設置し、その意見を聞くことができるものとする。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。附 則 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

1 本要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 貸与の予約に関する改正規定は平成16年11月1日から施行する。ただし、施行日から平成17年3月31日の間は、改正前の条例及び施行規則中「高等学校等」を改正後の条例及び施行規則の「高等学校等」と読み替え、改正前の施行規則第2条中「1・5倍」を「2倍」と読み替えることとする。

3 改正後の愛知県高等学校等奨学金貸与実施要綱の規定は、平成17年4月1日以後に施行規則第2条第3項第1号に規定する高等学校等に入学する者に係る奨学金について適用し、同日前に改正前の施行規則第2条第3項第1号に規定する高等学校等に入学した者に係る奨学金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。